

奈良県地方独立行政法人評価委員会の公開について

1 会議の公開について

- 奈良県地方独立行政法人評価委員会の会議は、原則として公開する。
- ただし、委員長は会議の公開により、率直な意見の交換や公正かつ中立な審議等に支障を及ぼす恐れがあるなど、必要と認めるときは、会議に諮ったうえで、これを非公開にすることができる。

2 傍聴について

- 委員会は、会議の公開にあたり、円滑かつ静穏な会議の進行を確保するため、傍聴に関し必要な事項を別に定める。

3 資料等の公開について

- 委員会の資料等については、公開することにより、公正かつ中立な委員会の運営等に支障を及ぼすおそれがあると委員長が認めるものを除き、公開する。

奈良県地方独立行政法人評価委員会の傍聴について

1. 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、満席になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 委員長は、傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは注意し、なお、これに従わないときは、退場を命じる場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を遵守して下さい。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、公然と意見を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長が認めた場合は、この限りではない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。